道路管理課

1 **道路管理事務** 予算科目 (款・項・目) 40・10・10 [決算書285~287ページ]

身近な公共施設である道路などを適正な状態に保つため,道路法及び各種法令等に基づき,道路管理者として必要な調査,審査,許可,指導及び監督を行うもの

(1) 道路台帳整備

道路法第28条において,「道路管理者は,その管理する道路の台帳(略)を調製し,これを保管しなければならない。」と定められている。この規定に沿って,道路管理事務を円滑に遂行し,道路の区域や構造等,道路管理における基礎的な事項を把握するため,毎年,道路台帳の補正等を行っている。

ア 調布市道の状況(令和4年3月31日現在)

- (ア) 市道路線数 2,911路線 (主要市道 34路線,一般市道 2,877路線)
- (イ) 延べ延長 408,710.38m
- (ウ) 延べ面積 2,075,406.86㎡
- イ 市道路線の認定・廃止等
 - (ア) 市道路線の認定 0路線(延長0m)
- (イ) 市道路線の廃止 6路線(延長284.89m)
- (ウ) 市道路線の区域変更 45路線 65箇所
- ウ 道路敷地の寄附受け (開発事業による寄附受けを含む。)

28件 面積4,118.53㎡

- (2) 道路等証明の発行状況
 - ア 道路幅員等証明 42件
 - イ 道路区域証明 24件
 - ウ 道路等境界証明 265件
 - 工 法定外公共物証明 4件
 - オ 境界図コピー対応 4,288件
- (3) 路線調査測量

市道路線等境界確認件数 76件

(4) 路面下空洞化調查

平成26年度から平成28年度までの3年間及び平成29年度から令和元年度の3年間で,道路幅員5.5m以上の道路やバス路線等を中心に,市内約90kmの路面下空洞調査をそれぞれ実施した。令和2年度及び令和3年度は,2箇年かけて過去に調査していない市内約250kmの調査を行った。

項目	元年度	2 年度	3 年度
道路延長 (km)	31. 2	137.3	109. 5
空洞箇所数	31	151	125
補修対応箇所数	24	2	7
今後対応箇所数	7	149	118

令和3年度末時点

(5) ふれあいのみちづくり事業

市道等の適正な維持管理及び美化の推進を図り、地域コミュニティの活性化に貢献するため、市

と市民が協働して, 市道, 水路, 畦畔その他特定の公共空間における清掃等の維持管理活動を実施 するもの

ア 認定団体数,構成人員 18団体 252人

イ 活動延長 9,999m

(6) 道路占用等

道路法第32条(道路の占用の許可),同法第44条(沿道区域の損害予防義務),同法第47条の2(特殊車両の通行の許可)及び同法第24条(自費工事)の規定に関する申請を審査し,許可又は不許可の判断をするとともに,車両制限令第12条(特殊な車両の特例)の規定による通行認定を行った。

- ア 道路占用申請件数 1,313件
- イ 沿道掘削申請件数 11件
- ウ 特殊車両通行許可協議件数 125件
- 工 自費工事施行承認申請件数 130件
- オ 大型・特殊車両通行認定申請件数 22件
- 2 道路維持保全 予算科目 (款・項・目) 4 0・1 0・1 0 [決算書287~289ページ] 市民生活の安全・安心を確保するため, 道路及び附帯施設 (道路排水施設や街路樹等) を一体的に管理し, 適切な維持補修を行うもの

道路上に不法に投棄されたごみ、除草や樹木のせん定については、ごみ対策課及び緑と公園課と連携し、迅速な対応に努めた。

- (1) 道路清掃等
 - ア 道路清掃 1,723km
 - イ ます清掃 5,683箇所
 - ウ 水路等清掃 78㎡
 - 工 U字溝清掃 181m
- (2) 除草 114,422㎡
- (3) 維持補修
 - ア 舗装補修 13,515.29㎡
 - イ 雨水ます設置 42箇所
- (4) 街路樹
 - ア 定期管理 75路線 32,964㎡
 - イ 伐採, その他枝切り等 65件
- 3 交通安全施設 予算科目(款・項・目)40・10・10 [決算書287~289ページ] 道路に附帯し、街路灯、道路反射鏡、防護柵等、交通安全上欠くことのできない施設について、異常の有無を常時パトロールするとともに、市民からの通報や要望に対して迅速に対応することで良好な状態の保持に努めるもの
- (1) 街路灯(LED化率36%)
 - ア 街路灯新設 85箇所
 - イ 照明器具修理 2,967件(うち,照度改善514件)
 - ウ 防犯外灯電気料金の助成 2 自治会 8 6 2, 0 8 8 円
- (2) 道路反射鏡

- ア 道路反射鏡新設 12基
- イ 鏡面交換,角度調整等 78箇所
- (3) 防護柵 交換·修理等 16箇所
- (4) 道路区画線標示 8, 263.3 m
- (5) 自発光式交差点 鋲
 - ア 新設 3基
 - イ 交換・修理等 13基

4 地籍調査

予算科目 (款・項・目) 40・10・10 [決算書289ページ]

毎筆の土地について,その所有者,地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い, その結果を地図及び簿冊として作成するもの

国土調査法に基づき地元自治体等が行う土地の最も基本的な調査で、市町村が実施する地籍調査の場合は、事業費のうち2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担することとされている。国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、令和2年5月に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画では、「全国のDID地区(人口集中地区)のうち、地籍調査を緊急に実施すべき地域約6割について、少なくとも官民境界情報の整備を完了させる。」ことを目標として事業量が明示されている。

調査が完了すると、「地籍図」が不動産登記法第14条の地図として登記所に備え付けられるとと もに、「地籍簿」により登記簿が書き改められることから、不動産登記の精度が高まり、土地取引の 円滑化や各種公共事業の計画、設計、用地買収、維持管理などに役立つことが期待されている。

市では、平成19年度に、道路や河川等の長狭物(主に官有地)と民有地との境界(官民境界)についてのみを民々境界に先駆けて調査する「官民境界等先行調査」に着手し、上石原1丁目と同2丁目において実施した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う地盤の変動により、東日本全域において測量 基準点成果の改定が必要となったことから、市では、平成24年度に市内の2級基準点の改測を実施 し、平成25・26年度に市内の3級基準点の改測を実施したことで、2級・3級基準点網の再構築 を完了させた。

中断していた官民境界等先行調査を平成26年度に上石原3丁目から再開し、令和3年度は下石原3丁目で実施している。令和3年度末の進捗率は4.4%(実施面積ベース)である。

5 道路整備 予算科目(款・項・目) 40・10・15 [決算書289~291ページ]

道路を安全で快適に通行可能な状態を維持するため、各種調査の結果を受けて道路整備を行うもの

(1) 生活道路工事内訳

生活道路は、地域住民の生活に密着した道路であり、FWD道路調査や交通量調査の結果に基づき、傷みの激しい道路について補修工事を実施した。

No.	事 業 名	延長(m)	全幅員(m)	歩道(m)	金額(円)
1	令和3年度主要市道18号線舗装	1,020	5. 5∼9. 6		71, 647, 400
	改良工事				
2	令和2年度市道西111-4号線擁壁	40.50	3. 64~4. 10		78, 236, 400
	補強工事(令和3年へ繰越工事				
	2-3)				

(2) 人と環境にやさしい道路整備の工事内訳

市内の主要な市道の中で、歩道と車道の段差が大きく、利用しにくい路線について、道路の移動円滑化整備ガイドライン等に沿ったバリアフリー化工事を行うため、羽毛下通りに植樹されている街路樹(桜)の伐採工事を先行して実施した。

国や東京都など、無電柱化を取り巻く状況を踏まえ、防災性の向上に加え、安全で快適な歩行 空間の確保や良好な都市景観の創出などの観点から、無電柱化の推進に向けた具体的な検討を進 めた。

No.	事 業 名	延長(m)	全幅員(m)	歩道(m)	金額(円)
1	令和2年度市道南176号線ほか1	330	12		25, 073, 400
	路線街路樹工事(令和3年へ繰越				
	工事 2-3)				

6 橋りょうの耐震補強・補修 予算科目 (款・項・目) 40・10・15 [決算書291ページ]

市が管理する、野川、仙川などに渡河を目的として架設された橋りょうは、いずれも旧道路橋示方書(昭和39年)に基づき設計・架設されたものである。これらについて、将来発生が想定される大震災に備え、平成14年に改定された道路橋示方書の耐震基準を満たすべく、平成15年度から橋の台帳を整備し、補強が必要な橋りょうを対象に耐震補強補修工事を進めるもの。耐震補強が必要な48橋のうち、令和3年度末時点で47橋の工事が完了している。

令和3年度は、仙川橋、本村橋、無名橋の補修工事を実施するとともに、神明橋の耐震補強及び補 修工事を進めた。

No.	事 業 名	金 額(円)
1	仙川橋補修工事(令和3年へ繰越2-3)	90, 494, 236
2	令3本村橋ほか1橋補修工事(令和3年へ繰越2-3)	8, 503, 000
3	令3神明橋耐震補強及び補修工事(令和4年へ繰越3-4)	10, 600, 000
		(前払金のみ)

7 市有財産の処分等

市が管理する道路や水路は、本来、公共用財産として広く供用されるべきものであるが、その中には一部宅地内に取り込まれるなど、長くその機能が喪失しているものが存在する。これらのうち、元に戻すことが客観的に困難で、今後も活用の見込みがないものについては、公有財産の有効利用の観点から一定の手続を経たうえで、占有者や隣接地権者への売却や貸付けを進めるもの

区 分	件 数 (件)	面積(m²)	金 額(円)
道路	7	477. 20	55, 727, 500
水路	4	314. 90	35, 325, 300
畦畔等	8	304. 05	36, 653, 200
合 計	19	1096. 15	127, 706, 000

区 分	件数(件)	面積(m²)	金 額(円)
市有財産の貸付け	3	115. 70	522, 792

8 苦情・要望等処理

市民からの要望や苦情,道路パトロールを通じて,道路の水たまり・舗装劣化・陥没・家屋への振動などが発見された場合,速やかに補修し,安全に通行できるようにするもの

また, 水路等の草刈り, 清掃, 不法投棄の撤去を行い, 環境美化に努めるもの

処理の状況

(単位:件)

種別	元年度	2 年度	3 年度
不法投棄	93	84	78
草刈り・せん定	505	470	664
道路補修等	265	670	430
道路・水路清掃	175	156	153
安全施設	118	127	428
その他	218	167	111
合 計	1, 374	1,674	1, 864